

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 28 年 10 月 7 日付けで行った児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のように本件処分の違法性を主張する。

法 10 条による支給制限は、「同居しているかどうか」が要件ではなく、「同居人との生計維持の状況」により判断すべきである。請求人と同居してはいるものの、生計は全く別である（請求人の）実母の所得を、同居していることを理由に合算して支給停止としたことは違法である。請求人のみの所得で支給要件を判定すべきである（以上、審査請求書）。

また、口頭意見陳述において、請求人は、平成 22 年の手当の支給申請時に、窓口において〇〇さんと生計は別なので書く必要

があるのでしょうかと話したが、住民票（の住所）が一緒だったら必ず書いてくださいと言われて（〇〇さんを扶養義務者の欄に）書いた、毎年、窓口での手続では同じやり取りをしたが、請求人としては生計同一であると納得して書いたわけではない、〇〇さんの収入は、これまでは年金のみで結果的に手当は支給されていたが、平成26年に事業用資産（マンション）を売却して一時的に不動産所得が上がったために、手当が停止となったことは承服できない旨述べ、家賃、公共料金、食費を〇〇さんと折半しているとの一覧表（2015年分及び2016年分の2枚）を提出した。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年2月28日	諮問
平成29年4月17日	審議（第8回第4部会）
平成29年5月23日	審議（第9回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法10条は、父又は母に対する手当は、その父若しくは母の

民法 877 条 1 項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、支給しないことを定める。

なお、法 10 条に定める事務は地方自治法 2 条 9 項 1 号の第一号法定受託事務である。

- (2) 法 10 条にいう「生計を同じくする」の解釈について、法を所管する厚生労働省による「児童扶養手当事務処理マニュアル」（平成 22 年 8 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課作成。以下「事務処理マニュアル」という。）は、「生計同一とは、両者の生活に一体性があることをいう。具体的には、収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる。（略）生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。」とする（27 頁参照）。

なお、事務処理マニュアルは、法 10 条に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分について

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、二世帯住宅のうちの一室分の住宅に請求人と同居する〇〇さんを、法 10 条にいう請求人の民法 877 条 1 項に定める扶養義務者でその父（請求人を指す）と生計を同じくするものであると認定し、〇〇さんの前年の所得額から法施行令 4 条に定める額（80,000

円) を控除した額が 13,607,136 円であると確認し、当該所得が法施行令 2 条の 4 第 8 項に規定する扶養義務者に扶養親族等がない場合の所得制限額 (2,360,000 円) を超えていることから、本件処分を行ったもので、法令の規定に則って適正になされたものと認められる。

(2) 請求人の主張について

ア 請求人は、〇〇さんと同居してはいるものの、生計は全く別の (請求人の) 実母の所得を合算して支給停止としたことは違法である、請求人のみの所得で支給要件を判定すべきである、と主張する。

しかし、法 10 条にいう「生計を同じくする」について、事務処理マニュアルは「原則的には同居していれば生計同一と考えられる」としているところ、請求人と〇〇さんは、二世帯住宅のうちの一世界分という 1 戸の住宅に対象児童を含む 3 人で居住しており、請求人と〇〇さんが同居している世界帯部分の電気、ガス及び水道メーターは各 1 台であることから、生活全般に一体性が見られ、生計同一として法を適用するのが相当であると認められる。

イ なお、請求人が口頭意見陳述の際に提出した一覧表は、請求人宅において要した家賃、電気代、ガス代、水道代及び食費に係る費用を請求人と〇〇さんとの間で折半したものであるとするが、その裏付けがなく、生計を異にする客観的な証明であると認めることはできない。

(3) 以上から、二世帯住宅の一世界分に請求人、対象児童及び〇〇さんの 3 人で居住する請求人については、請求人の実母である〇〇さんを法 10 条の「生計を同じくするもの」と認定するのが相当であり、本件処分の取消しを求める請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 (略)